

# 自主防災組織を結成しませんか

近年、全国各地で多発している地震、台風、集中豪雨などの災害をきっかけとして、地域の防災に対する関心が非常に高まる中、地域住民の避難誘導や高齢者世帯等の見回り、避難所における運営補助や炊き出しなど、『自主防災組織』が重要な役割を果たした事例が数多く報告されています。

地域住民がお互いに助け合い、人命救助や初期消火にあたることによって、被害を少なくすることができることから、市では、自分たちの地域を守る取組を行う自主防災組織の結成を勧めています。

## 自主防災組織とは

行政、消防による救助・救援などは、大きな災害になるほど、道路の寸断や同時多発的災害などの多種多様な被害により、十分に対処できないことが考えられます。

そのため、「自分の命は自分で守ることが基本」となりますが、個人や家族の力だけでは限界があり、災害が発生した場合には、普段から生活環境を共有している住民同士が協力し合う「共助」が重要となります。自分たちの地域を自分たちで守るために、地域の皆で一緒になって防災活動に取り組む組織が「自主防災組織」です。

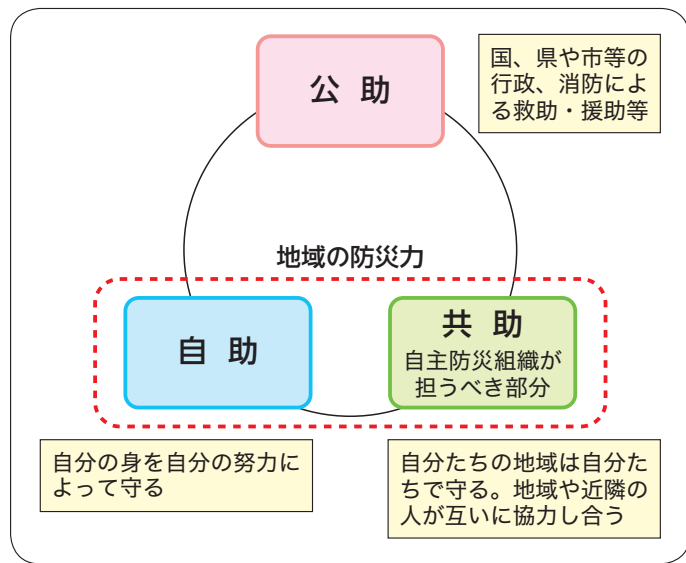
## 自主防災組織の活動

### ▽平常時

- ・防災知識の普及・啓発
- ・地域内における危険箇所の確認・防災体制の点検
- ・地域の災害時要援護者の状況把握
- ・防災訓練実施

### ▽災害時

- ・初期消火活動



- ・組織的な救助・救出活動
  - ・災害に関する正確な情報収集と伝達
  - ・避難所などへの誘導
- 自主防災組織への助成等について**
- 市では、自主防災組織結成に際し、避難活動等に必要な資機材等の整備に補助金を交付しています。

### ▽助成内容（2種類あります）

- ①五所川原市自主防災組織育成助成事業／上限30万円
  - ②コミュニティ助成事業／上限200万円
- それぞれ申請期限や対象資機材が異なります。申請を希望される場合や対象資機材等について知りたい場合は、お気軽にご相談ください。

問：総務課 内線2116

# 平成28年度 学校体育(スポーツ)施設開放事業

市民の日常生活のスポーツの場として学校体育施設を開放します。  
**開放する学校**

- (小学校) 五小・南小・栄小・中央小・三好小・東峰小・松島小・いずみ小・金木小
- (中学校) 五三中・五四中

**開放期間**：平成28年4月上旬から平成29年3月下旬まで

\*学校により開放期間が異なります。また、学校行事等で使用できない日もあります。

**開放時間**：原則19時から21時まで（準備・後片付けも含む）  
\*学校の事情により開放時間の変更となる場合があります。また、学校部活動等で使用の場合は、終了後からの使用となります。

**利用条件**：▽10名以上のグループ・団体であり団体の半数以上が市民であること▽スポーツ安全保険等傷害保険や体育施設の損害に対しても補償してもらえる保険に利用者全員が加入すること▽1団体、1校のみの週1回の利用とする。また、1人1校の利用とする▽学校施設の整備（清掃・ワックス掛けなど経費自己負担）に積極的に協力すること▽施設や用具等を破損した場合は利用団体が責任を持って修理すること

**その他**：営利目的・政治活動・宗教活動の利用は認めません／優先順位は①開放校部活動②学区のPTA活動・子供会③学区住民・スポーツ少年団等のクラブ活動となります／利用団体が多い場合は、半面の使用や隔週の使用または使用をお断りする等、利用調整を行うことがあります。

**申込受付期間**：12月2日(水)～平成28年1月15日(金)

\*原則、この期間以外には受付しません。使用したい団体は必ず申込受付期間内にお申し込みください。

**申込方法**：「学校体育(スポーツ)施設使用願」「利用者名簿」を、文化スポーツ課または五所川原・市浦教育総務室へ提出してください。

申込書は申込先または市ホームページから入手してください。

問：文化スポーツ課 内線3212